

Information インフォメーション (お知らせ・募集・催し・講座・スポーツ)

令和6年4月1日付採用
市役所職員 および 消防職員募集



申込・問合せ先
市職員採用試験：総務人事課 ☎(21) 2351
消防職員採用試験：消防本部消防総務課 ☎(23) 3527

一次試験日 9月17日(日)
場所：市役所本庁舎(万町)または
キョクトウとちぎ蔵の街楽習館(入舟町)
申込期限：8月25日(金) 必着
※受付は郵送 および 電子申請

試験案内の配布
総務人事課(市役所本庁舎3階)、本庁舎1階総合案内、下の2次元コードからもダウンロード可
※消防職員は、市消防本部消防総務課、消防署、各分署でも配布



職種	採用予定人員	受験資格 および 年齢要件
一般事務	10名程度	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方(学歴は問わない)
保健師	2名程度	下記①または②のいずれかに該当する方 ① 平成6年4月2日以降に生まれた方 ・保健師資格を有する方または令和6年3月末日までに保健師資格を取得する見込みの方 ・平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方 ② 保健師資格を有する方 ・保健師、看護師または助産師として、民間企業または他官公庁で直近5年以内に3年以上の実務経験を有する方(※1)
土木技師	3名程度	下記①または②のいずれかに該当する方 ① 平成6年4月2日以降に生まれた方 ・高等学校以上の土木に関する課程を卒業した方または卒業見込みの方 ・昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 ② 高等学校以上の課程を卒業し、民間企業または他官公庁で直近5年以内に3年以上の土木に関する実務経験(道路・河川等土木構造物の設計、施工管理、監督等)を有する方(※1)(※2)
建築技師	1名程度	下記①または②のいずれかに該当する方 ① 平成6年4月2日以降に生まれた方 ・高等学校以上の建築に関する課程を卒業した方または卒業見込みの方 ・昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 ② 高等学校以上の課程を卒業し、民間企業または他官公庁で直近5年以内に3年以上の建築に関する実務経験(建築物の設計、工事監理、施工管理等)を有する方(※1)(※2)
一般事務(障がい者)	1名程度	・昭和59年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方(学歴は問わない) ・障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方 ・活字印刷文による出題に対応できる方 ※受験に際して何らかの配慮を必要とされる方は総務人事課にご連絡ください。
消防	3名程度	・平成11年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方 ・採用後、栃木市またはその周辺に居住できる方

※1. 上記のうち、受験資格②枠の実務経験年数について、大学院の修士課程修了者は、経験年数が2年以上であれば要件を満たすこととする。
※2. 土木技師および建築技師の受験資格②枠の受験者は、第1次試験を免除し、所定の様式により実務経験の内容の確認を行う。

お知らせ
公平委員会委員に増子孝徳氏
を選任



増子孝徳氏
市議会 6月定例会で同意を得て、増子孝徳氏(宇都宮市)が、公平委員会委員に選任されました。任期は、6月9日から令和8年5月17日までです。

公平委員会は、3名の委員で構成され、市職員の給与や勤務条件に関する審査事務および不利益処分の不服審査事務を行います。

お知らせ
都市計画法第34条第11号に基づく指定区域(案)および区域ブリックコメント(意見募集)

市では、市街化調整区域における住宅等の立地基準のひとつである都市計画法第34条第11号の規定により、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域を客観的かつ明確に示し、簡易に閲覧できるように区域を指定するた

め、「都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部改正に伴う指定区域」の素案をとりまとめました。この素案および区域指定後の閲覧方法に対する皆さんの意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者

募集期間 8月9日(水)～9月8日(金)

閲覧場所 市政情報センター(本庁舎4階)、都市計画課(同3階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館、市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合せ先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

提出窓口 都市計画課または各地域づくり推進課窓口(平日8時30分～17時15分)

その他 提出された意見は後日公表します(住所・氏名等は非公表)意見に対する個別回答はしません。

都市計画課 ☎(21)2444

こんな時は国民年金の手続きを

国民年金の種別と手続きについて
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の種別は次の3種類で、種別により保険料の納付や変更などの手続きが異なりますので、ご注意ください。

第1号被保険者：自営業者・学生等
年金の手続きは、全てご自身で行う必要があります。

第2号被保険者：厚生年金に加入しているお勤めの方等
年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますが、60歳未満で退職した場合は、第1号被保険者になるための手続きをご自身で行う必要があります。

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者
年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行いますが、次のような理由により、60歳未満で被扶養配偶者でなくなった場合は、第1号被保険者になるための手続きをご自身で行う必要があります。

①配偶者の退職/②本人のパート等収入の増加/③配偶者の死亡/④離婚など

第1号被保険者になる手続きに

必要なもの

・資格喪失証明書等
・手続きされる方の年金番号がわかるもの、マイナンバーカード、通知カードのうちいずれか一つ
・来庁される方のご本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
・委任状(代理人が手続きする場合。様式自由)

場所 栃木年金事務所(城内町1丁目)、保険年金課(市役所本庁舎2階)、各総合支所地域づくり推進課

栃木年金事務所 ☎(22)4131
保険年金課 ☎(21)2134

全国瞬時警報システム
全国一斉情報伝達試験

訓練日時 8月23日(水)11時
放送内容 「上りチャイム+」これはJアラートのテストです」×3+下りチャイム」
放送される機器 屋外スピーカー(185か所)/防災ラジオ(自動起動します)/FMラジオ(857の緊急割り込み放送)/ケーブルテレビのL字放送(テロップが流れます)

国 危機管理課 ☎(21)2551

発熱などの症状があった場合の医療機関受診等のお知らせ

発熱などの症状がみられた場合は、栃木県が指定する「外来対応医療機関」を受診ください。

「外来対応医療機関」の受診方法(※)などは、新型コロナ総合相談コールセンターにご確認ください。
新型コロナ総合相談コールセンター (24時間対応) ☎0570-550-096

また、栃木県のホームページでも公開されています。

栃木県ホームページは
こちらから確認ください。

※医療機関によって小児患者への対応や自院患者以外の方への対応、診療可能な曜日や時間などが異なります。

健康増進課 ☎(25)3512

害虫獣駆除 防除プロジェクト
害虫駆除ならお任せ 技術(技)に自信あり!
まずは見積もりから 安心プライスで施行いたします
ネズミ・ゴキブリ・シロアリ・ダニ・ハチ・コウモリ・害獣等
害虫のことなら何でもご相談ください
※害虫を予防する「環境」についてのご相談も承ります

栃木消毒 ☎62-5679 ☎090-1816-2266

かたづけ屋★栃木です!!

お盆の前に
かたづけ
やー☆(・▽・)

建物解体工事 不用品処分
◆建物等解体工事◆
建替・相続等の解体に自信アリ!
◆不用品処分◆
机・椅子・家具・衣服・家電など

株式会社くりかい ☎0282-30-1632
栃木県栃木市宮町55-1 ☎info@cri-kai.com <りかい> 検索

栃木市指定一般廃棄物収集業者/栃木市指令第16号【一般廃棄物収集運搬許可】
栃木県知事許可(般-4)第23922号【解体工事業許可】・栃木県知事許可第161721号【産業廃棄物収集運搬許可】